

資料 1

大阪地域森林計画の変更について

地域森林計画と今回の変更内容について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する10年を1期とする計画。（市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画）

[地域森林計画において掲げる事項]（森林法第5条第2項の引用）

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

2 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日

3 今回の変更の内容

○森林区域の減少に関すること

- ・林地開発の完了に伴い森林区域が65ha減少する。

森林面積	54,350→54,285ha
------	-----------------

大阪地域森林計画変更の概要

○林地開発の完了に伴い森林区域が減少となったことによるもの。(計画書 P12)

減少面積 6 5 ha

変更後	変更前								
<p>II 計画事項 第 1 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">5 4, 2 8 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更 市町村</td> <td style="text-align: center;">2, 5 8 9 高槻市</td> </tr> </table>	総数	5 4, 2 8 5	変更 市町村	2, 5 8 9 高槻市	<p>II 計画事項 第 1 計画の対象とする森林の区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">5 4, 3 5 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更 市町村</td> <td style="text-align: center;">2, 6 5 0 高槻市</td> </tr> </table>	総数	5 4, 3 5 0	変更 市町村	2, 6 5 0 高槻市
総数	5 4, 2 8 5								
変更 市町村	2, 5 8 9 高槻市								
総数	5 4, 3 5 0								
変更 市町村	2, 6 5 0 高槻市								

・ 森林区域減少の概要

	所在	目的	面積 (ha)
①	茨木市大字大門寺	住宅地等の造成	2
②	茨木市大字栗生岩阪(ほか)	事業所敷地の造成	5 9
③	高槻市成合	道路の新築等	3
④	高槻市大字梶原	道路の新築	1
	計		6 5

変更の理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

変更する計画事項

1 II 計画事項の『第1 計画の対象とする森林の区域』

- ・ 林地開発行為の完了に伴い、計画対象森林面積を変更する。

なお、上記以外の事項については、現計画書のとおりである。

(案)

大阪地域森林計画書 (変 更)

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成**27**年 4月 **1**日

至 平成**37**年 3月**31**日

第1回変更平成 **28**年3月 **31**日作成

第2回変更平成 **28**年 **12**月 **27**日作成

第3回変更平成 年 月 日作成

大 阪 府

目 次

Ⅱ 計画事項	11
第1 計画の対象とする森林の区域	12

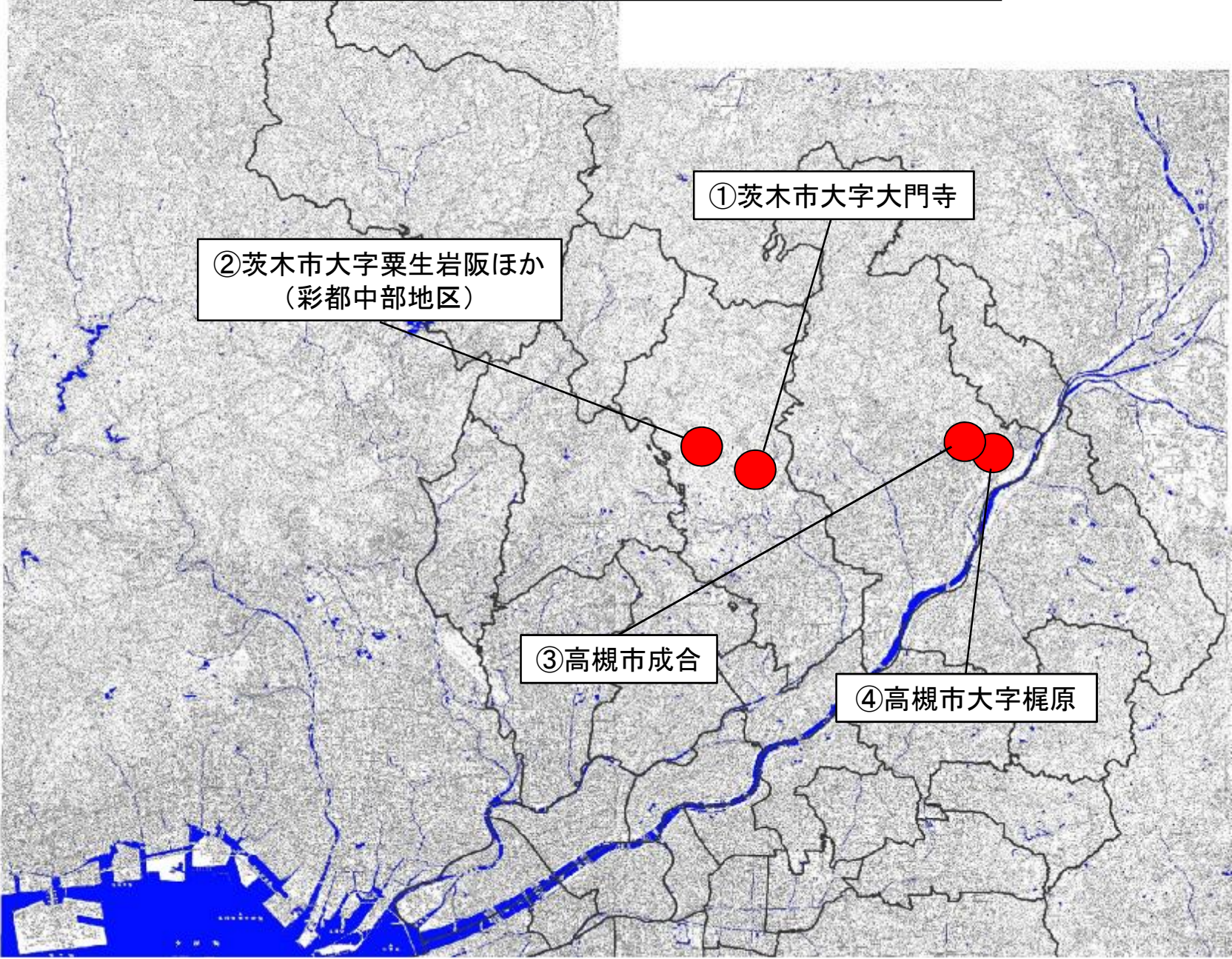
Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	<u>54,285</u>		単位 : ha
豊中市	2	河内長野市	7,311
池田市	543	松原市	-
箕面市	1,912	羽曳野市	247
豊能町	2,188	藤井寺市	-
能勢町	7,668	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	<u>4,478</u>	河南町	1,205
茨木市	<u>2,589</u>	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	395
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	447	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,979
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	717	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,686
東大阪市	1,008	忠岡町	-
四條畷市	734	熊取町	439
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,419
富田林市	250		

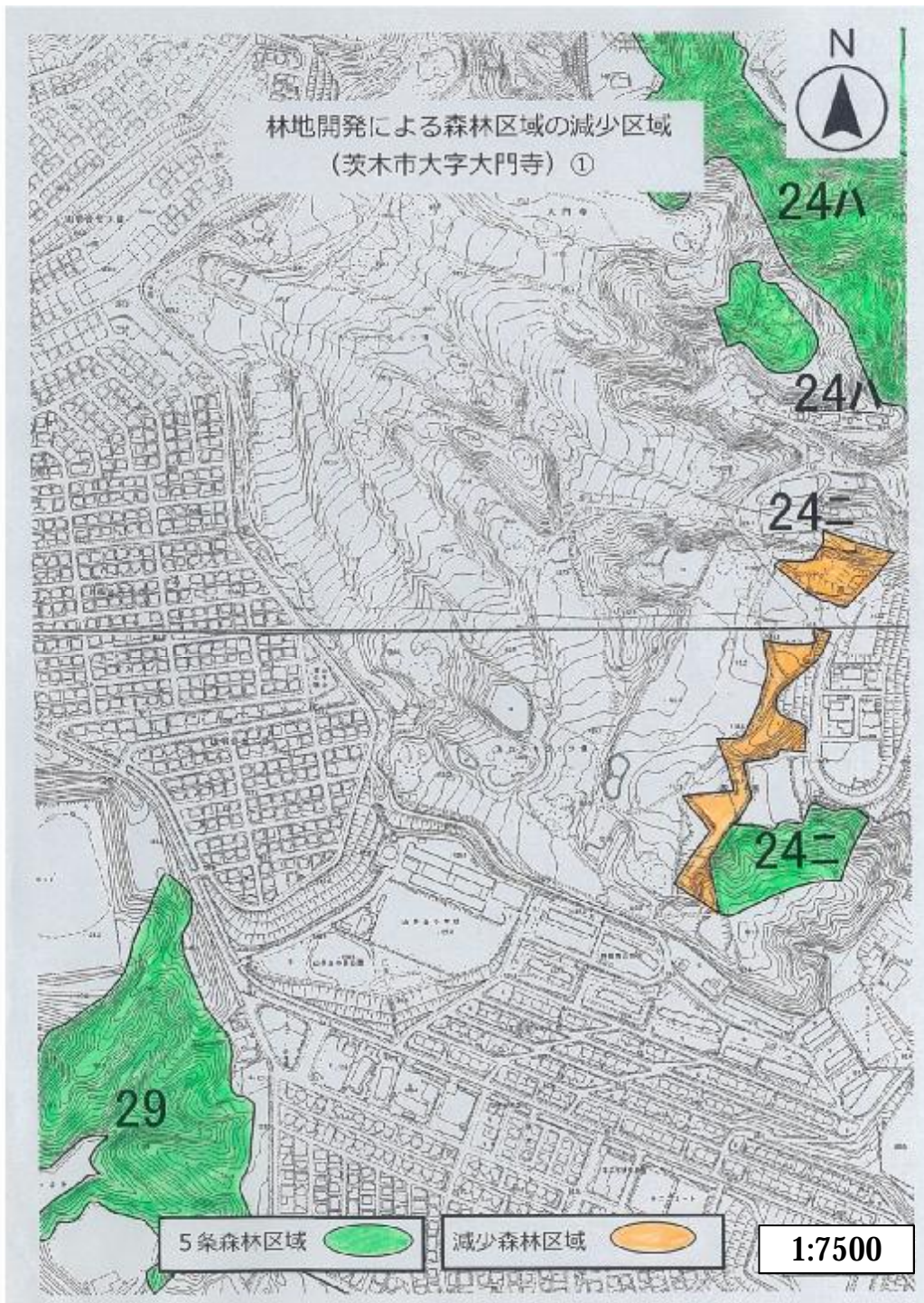
林地開発による森林の減少区域の位置図



①茨木市大字大門寺

- ・開発により確保される緑地等は、全て市に帰属される。周辺の森林と森林施業上の関連性がなく、市が維持管理することから事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.11ヘクタールの森林も森林区域から除外する。






行為者	住所	東京都港区高輪三丁目 22 番 9 号		
	氏名	タマホーム株式会社		
行為地の所在場所		茨木市大字大門寺 1 番 9 外		
開発の概要		目的：住宅地等の造成 自然との共生・環境との共生・地域の人々との共生をテーマにした街づくりに取り組むため、ゴルフ場の跡地を利用して造成。 ゴルフ場内にあった森林区域外の樹林の一部を残置するとともに、造成エリアの中心には公園等を配置。		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	21.34		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	1.90		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	1.74		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地		0.16	8.4
	公園等		0.94	49.5
	宅地		0.23	12.1
	道路等		0.57	30.0
	計		1.90	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.11	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土勾配は1:1.5、盛土勾配は1:1.8で、種子吹付等による法面保護工が施工されている。 (2) 水害防止：適正な排水施設が施工されている。 (3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。 (4) 環境の保全：基準（20%）以上の緑地等が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令	土地区画整理事業・宅地造成等規制法・墓地埋葬法・砂防法			
備考	協議同意日：平成23年10月20日 工事完了日：平成28年4月28日 完了確認日：平成28年11月14日			



緑地等配置図 (①茨木市大字大門寺)



1:3,000

緑地	
公園等	
減少森林区域	
5条森林区域	
事業区域	

茨木市大字大門寺（住宅地等の造成）



公園



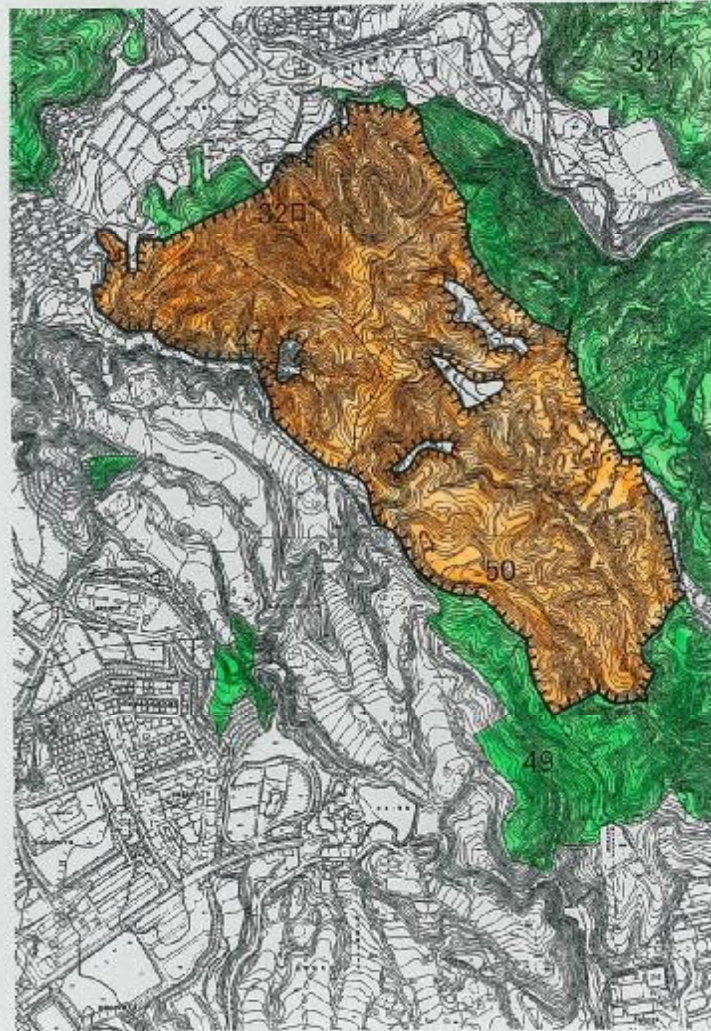
調整池

②茨木市大字粟生岩阪ほか（彩都中部地区）


- ・事業区域全てが市街化区域に編入されており、緑地等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.24ヘクタールの森林も森林区域から除外する。


行為者	住所	大阪西城東区森之宮一丁目6番85号		
	氏名	独立行政法人都市再生機構西日本支社		
行為地の所在場所		茨木市大字粟生岩阪の一部外		
開発の概要		<p>目的：事業所敷地の造成（国際文化公園都市の建設）</p> <p>国際的な自然文化・学術研究の新しい交流拠点の整備と併せて、ライフサイエンス分野等の企業の集積をめざして造成。</p> <p>当初は、西部・中部・東部地区に区分し計画されていたが、東部地区については平成25年1月に事業区域から除外されている。本件はそのうちの中部地区についてである（西部地区については平成28年12月の森林審議会で森林区域の除外済）。</p>		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	62.54		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	59.11		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	53.67		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地		5.44	9.2
	公園等		7.21	12.2
	緑道		0.27	0.5
	事業場・道路等		46.19	78.1
	計		59.11	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.24	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土・盛土勾配は1:1.8で、種子吹付等による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設、調整池が施工されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。</p> <p>(4) 環境の保全：事業区域全体（西部地区を併せて）で基準25%を上回る緑地等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>			
関係法令	土地区画整理事業・宅地造成等規制法・砂防法			
備考	<p>協議同意日：平成27年1月30日</p> <p>工事完了日：平成28年12月2日</p> <p>完了確認日：平成28年12月26日</p>			

林地開発による森林区域の減少区域
(茨木市粟生岩阪ほか(彩都中部地区)) ②

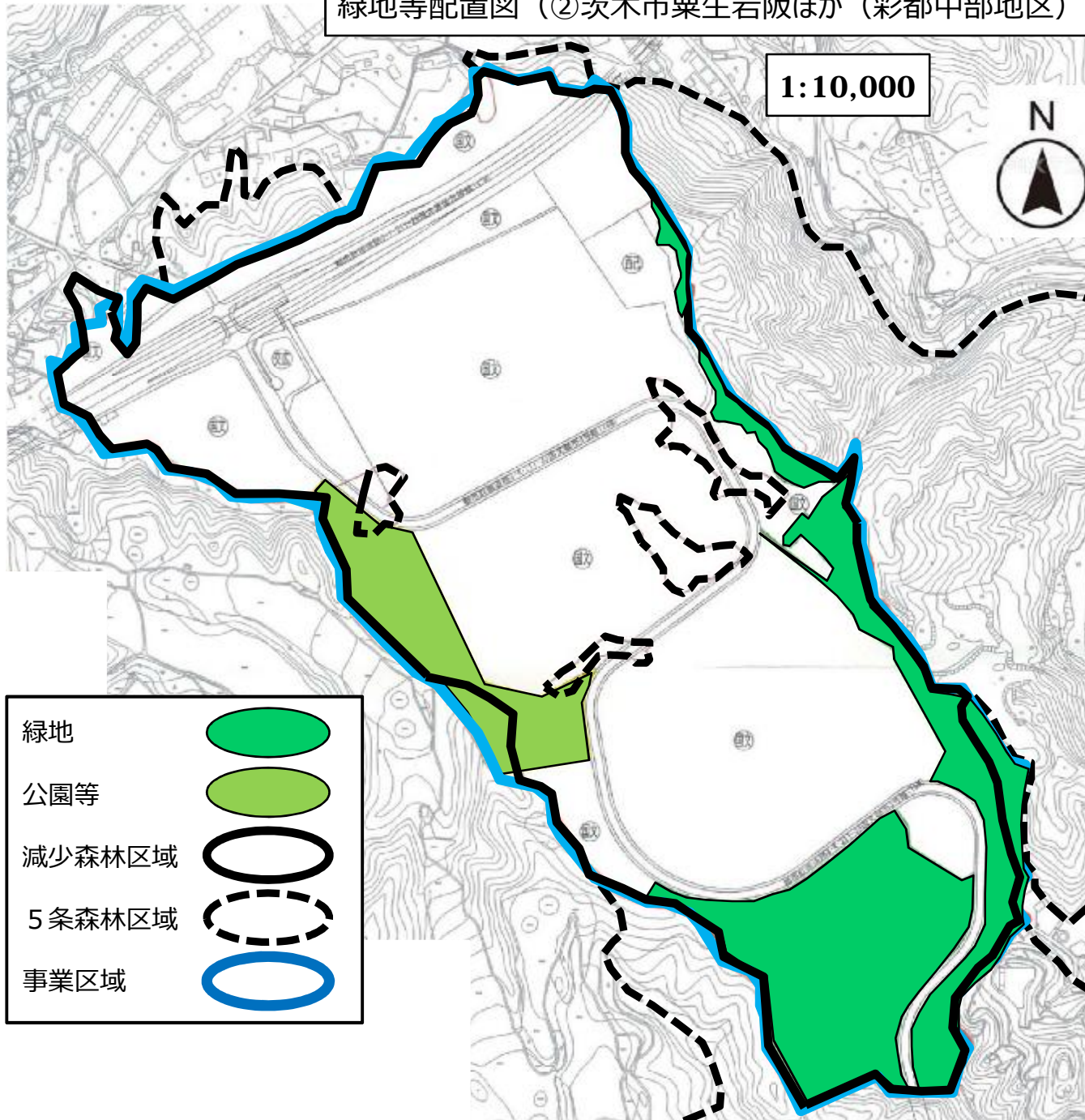


1:15000

5条森林区域 

減少森林区域 

緑地等配置図（②茨木市粟生岩阪ほか（彩都中部地区））



茨木市大字粟生岩阪ほか（事業所敷地の造成）



公園

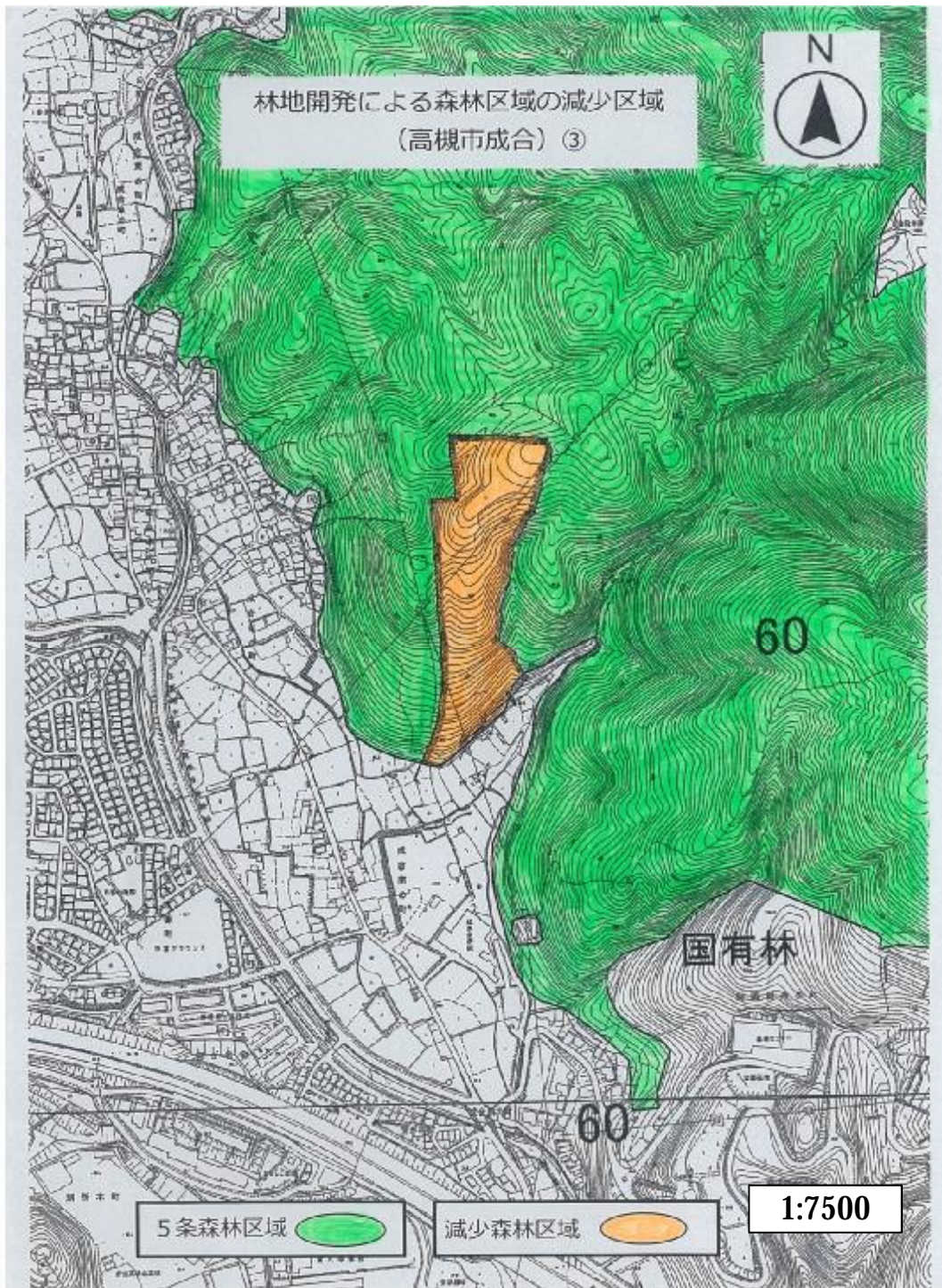


調整池

③高槻市成合

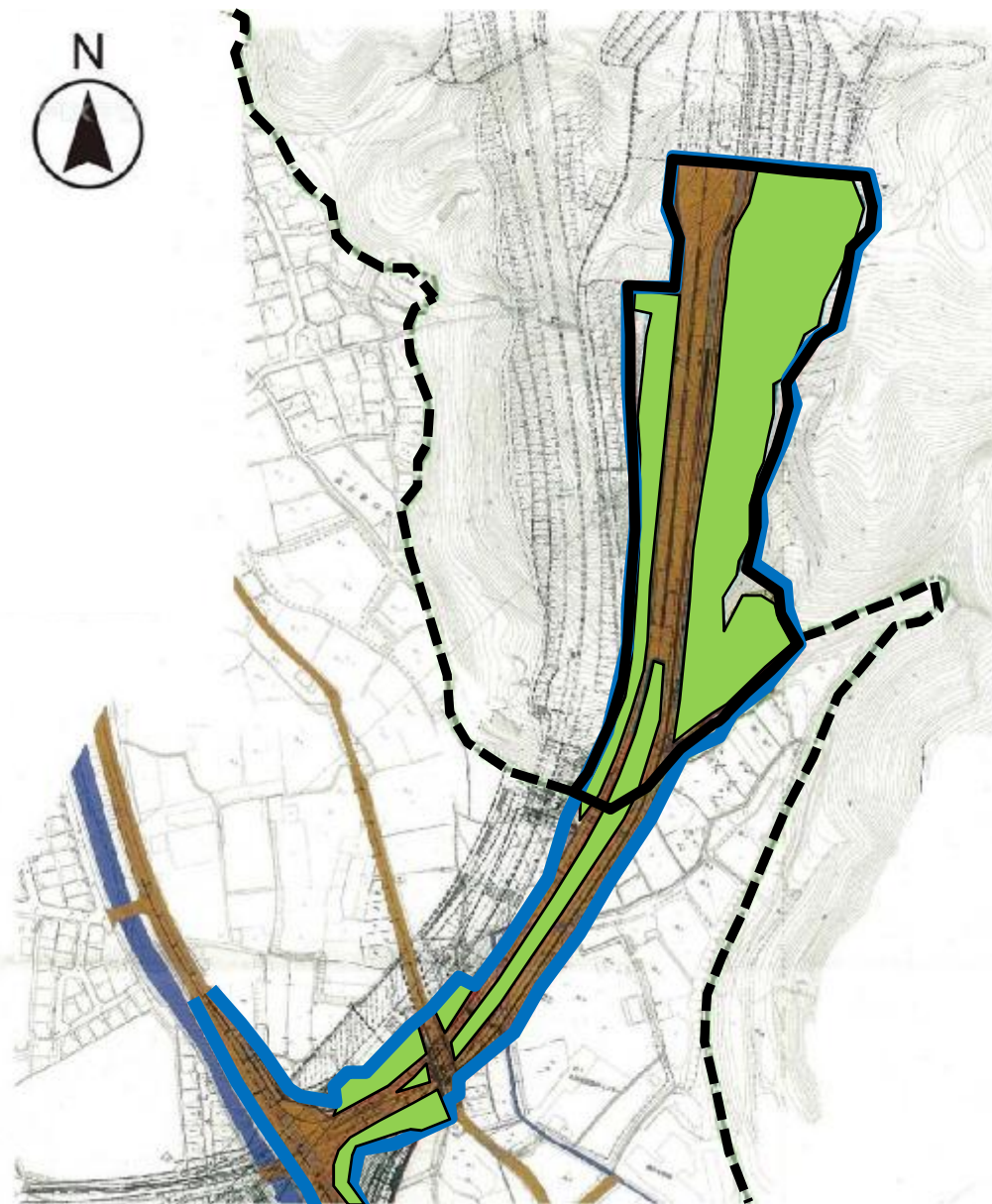
- ・事業区域全てを府が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。





行為者	住所	大阪府中央区大手前二丁目		
	氏名	大阪府		
行為地の所在場所		高槻市成合 518 番外		
開発の概要		<p>目的：道路の新築等</p> <p>新名神高速道路建設工事に伴い、新名神高槻 IC への取付道路として、新規道路整備と主要地方道伏見柳谷高槻線の道路拡幅工事を行う事業。</p>		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	5.34		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	3.16		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	3.16		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)	
	道路	0.96	30.4	
	道路法面	2.10	66.4	
	施設用地等	0.10	3.2	
	計	3.16	100.0	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土勾配は 1:0.8~1.2、盛土勾配は 1:1.5, 1.8 で、種子吹付等による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設、調整池が施工されている。</p> <p>(3) 水の確保：該当なし</p> <p>(4) 環境の保全：法面部は種子吹付等により緑化。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>			
関係法令	砂防法			
備考	<p>協議同意日：平成 26 年 5 月 7 日</p> <p>工事完了日：平成 29 年 3 月 24 日</p> <p>完了確認日：平成 29 年 4 月 5 日</p>			



緑地等配置図 (③高槻市成合)

1:5000



- 道路法面 
- 減少森林区域 
- 5条森林区域 
- 事業区域 

高槻市成合（道路の新築等）



法面緑化

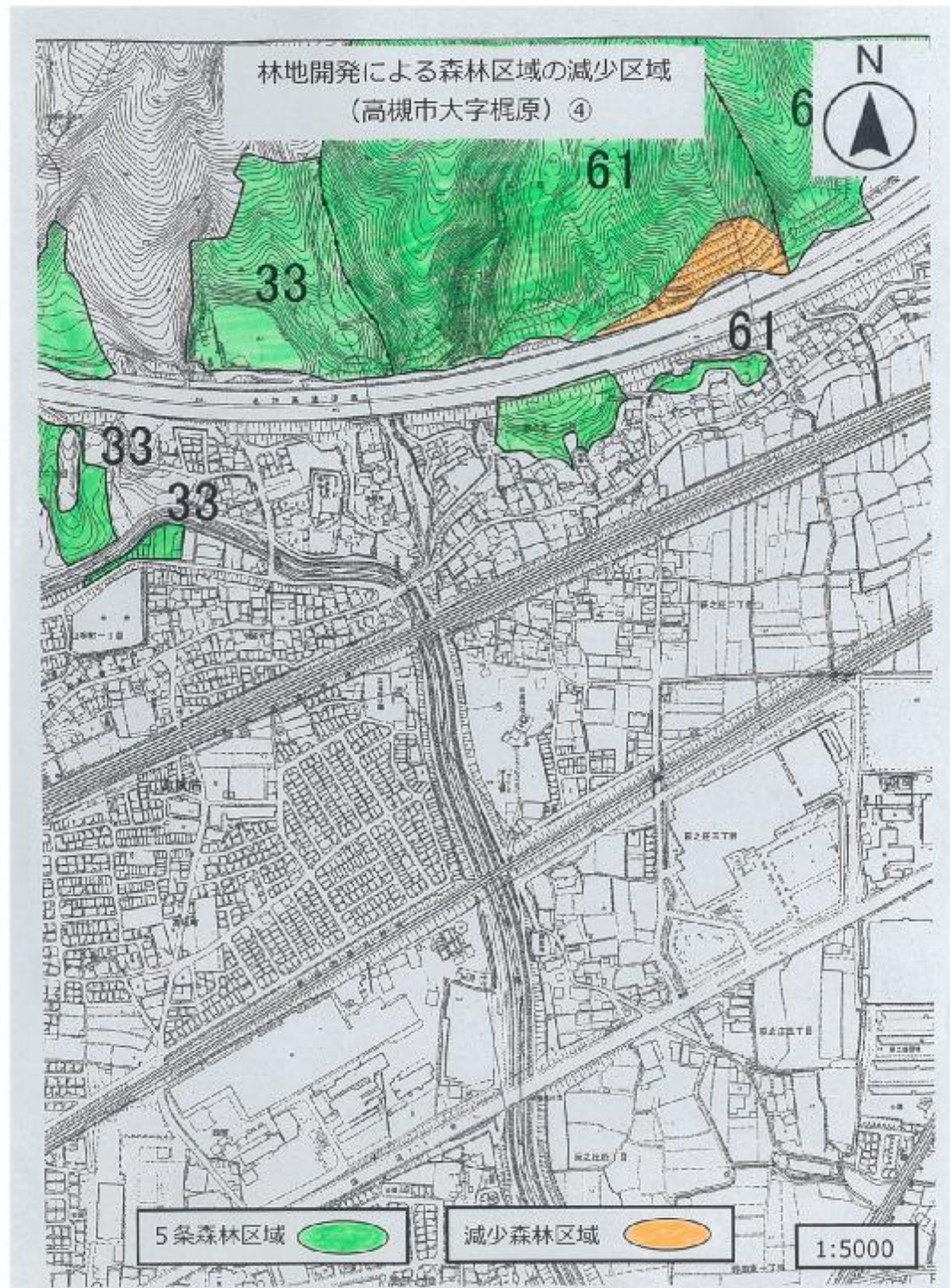


植栽

④高槻市大字梶原

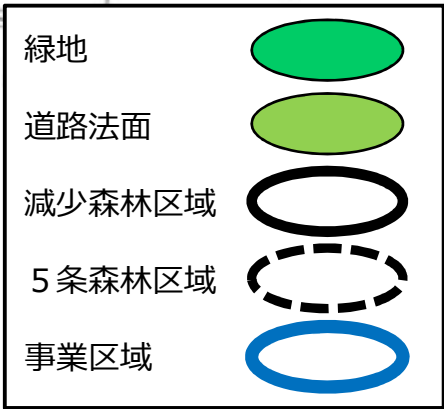
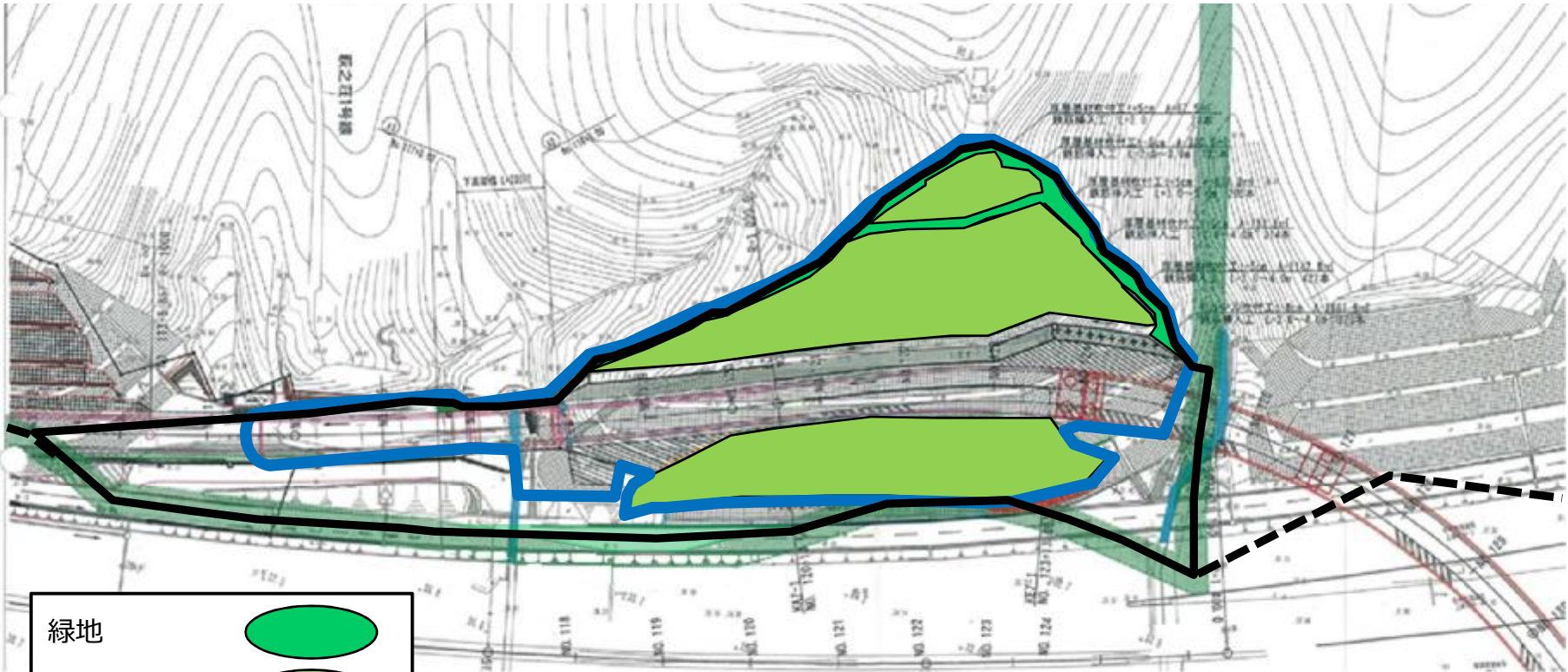
- ・事業区域全てを府が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.13ヘクタールの森林も森林区域から除外する。

行為者	住所	大阪市中央区大手前二丁目		
	氏名	大阪府		
行為地の所在場所		高槻市大字梶原 46 番 2 外		
開発の概要		目的：道路の新築 新名神高速道路建設に伴い、アクセス道路である高槻東道路の建設を行う事業。		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	0.84		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	0.84		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	0.81		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	道路		0.17	20.2
	道路法面		0.48	57.2
	施設用地等		0.16	19.0
	緑地		0.03	3.6
	計		0.84	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.13	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土勾配は1:0.5、1.0、盛土勾配は1:1.8で、厚層基材吹付による法面保護工が施工されている。 (2) 水害防止：適正な排水施設が施工されている。 (3) 水の確保：該当なし (4) 環境の保全：法面部は厚層基材吹付により緑化 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令	砂防法			
備考	協議同意日：平成28年9月23日 工事完了日：平成29年4月24日 完了確認日：平成29年5月9日			



緑地等配置図 (④高槻市大字梶原)

1:3000



高槻市大字梶原（道路の新築）



法面緑化



排水施設の設置状況